

明石市立大久保中学校いじめ防止基本方針

明石市立大久保中学校

生徒指導部会（いじめ防止等対策委員会）

1 はじめに

いじめは重大な人権侵害で絶対に許されない行為であるという認識のもと、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針(以下、「学校基本方針」とする)」を作成し、保護者や地域とともに、いじめのない学校づくりを進める。

◆いじめの理解

いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① どの生徒にもどの学級にも起こり得る
- ② 人権侵害であり人として決して許されない
- ③ 大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい
- ④ 児童生徒は入れ替わり加害も被害も経験
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険
- ⑥ 態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触
- ⑦ 傍観者から仲裁者への転換が重要

【出典：兵庫県いじめ防止基本方針】

2 いじめ問題の現状

(1) いじめが起きる背景

- ・いじめる生徒にストレスが溜まっていたり、同調性、加担意識など、自分自身の弱さに起因することが多い。
- ・都市化・少子化により大勢（集団）で遊ぶ経験が減少し、コミュニケーション能力が低下し、人間関係が希薄となっている。
- ・他者との違いを気にしすぎる、あるいは、認められない風潮が見受けられる。また、児童生徒の集団には独自のルールがあり、そのルールに反する言動をとった場合、非難されたり、意図的に孤立させたりする集団構造特有の問題が潜む場合がある。

(2) 本校のいじめの態様

- ・LINE 等、SNS を通じて行われるいじめが増加。家庭や学校で発見しにくく、発・受信者が広範囲に及ぶ場合もある。
- ・「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多い。
- ・「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」も多い。
- ・誰でも加害者や被害者になったり、いじめが長期間にわたり潜在化したりする場合がある。

(3) 認知のきっかけ

「学校の教職員以外からの情報により発見」よりも、「学校の教職員等が発見」が多く、内訳として、学級担任の発見が最も多く、生徒からの訴え、保護者からの連絡、養護教諭による発見の順となっている。

(4) 発見ならびに対応上の課題

いじめは、周囲の大人や教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないために、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

<留意事項>

- ・ 「生徒の様子がおかしい」と感じたら、担任一人で判断せず、周囲の教員にも相談し、いじめの有無を確認すること。（いじめられていると思われる生徒、第三者的な生徒から事情を聞くなど）
- ・ 教員がいじめの定義をしっかりと認識し、被害を受けている生徒の立場になって考えること。
- ・ 「じゃれあい」「けんか」という認識でよいのか、いじめの要素がないのか丁寧（正確）な事実確認すること。
- ・ 関係生徒の保護者への十分な説明を行い、その上で連携を深めること。
- ・ 再発防止に努めるとともに、事後のケアの方法を検討すること。
- ・ スクールカウンセラーや関係機関と連携すること。

3 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめの問題の克服に向けては、教育委員会が首長部局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、その前面に立ち、学校と一体となって取り組む。また、克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、児童生徒一人一人の人間的成長を促すことが必要であり、学校においては、教育活動全体を通じて取り組む必要があり、このことを前提として、基本的な方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめの問題への理解」の4点とする。

(1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。～個の成長～

(学校) 学級活動、児童会・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動やスマートフォン・携帯電話の使用のルールづくり等について自分たちで考え実行する。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。

(家庭) 生徒の個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身につけさせる。地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。

(地域) 地域の生徒は地域で育てるなど地域の教育支援機能を活性化する。

(2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。～豊かな人間関係～

(学校) 教育活動全体を通じて自己有用感や規範意識を醸成する。また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。

(家庭) 親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で他者への思いやりや生命の大切さを教える。

(地域) 地域での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。

(3) いじめの問題に組織的に取り組む。～組織的な取組～

(学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、教職員間の情報共有と家庭・地域との連携強化を図る。

(家庭) 悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、生徒の変化に気づくことができる親子関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の生徒の立場に立ってどうすべきかを共に考える。

(地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。～いじめの問題への理解～

(学校) 教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、児童生徒への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

(家庭) いじめが重大な人権侵害であることを保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットやスマートフォン・携帯電話等の使用時間や活用方法等について家庭で話し合う。

(地域) 学校・教育委員会等からの資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

【出典 兵庫県いじめ防止基本方針】

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 指導体制

- ① いじめ防止等対策委員会の設置・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務担当、全体生徒指導担当、学年生徒指導担当、養護教諭、不登校担当、スクールカウンセラー(県配置または児童生徒支援課)、スクールソーシャルワーカーをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。生徒指導部会と兼ねても良い。
 - ・ 定例委員会を毎月2回以上開催し、いじめ事案が想定できるときは緊急に開催する。
- ② いじめ防止等対策委員会の機能と役割
 - ・ 年間指導計画の作成・実施、校内相談窓口の整備と周知、情報収集、情報の整理・分析と適切な管理、効果的な対策の検討と全教職員への周知・共通理解
- ③ 学校・家庭・地域の連携
 - ・ 相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進
 - ・ 学校間においては、配慮を要する生徒の情報の引き継ぎを行い、指導体制・指導内容の共有を図る。
- ④ 学校評価・教員評価による改善
 - ・ 組織的対応の取組を評価
- ⑤ 学校が対応できることとできないことを保護者に対して発信しておく。

(2) 未然防止

- ① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- ② いじめに対する正しい理解
- ③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- ④ 生徒や学級の様子把握
- ⑤ 道徳授業、校内研修の充実
- ⑥ インターネットの危険性に対する講演等の開催
- ⑦ いじめはどの生徒、どこの学級にも起こり得るという危機意識を常に持つ

(3) 早期発見

- ① 市内一斉アンケート調査の実施
 - ・ 一斉アンケート調査は、6月と11月、2月に、各学期1回実施する。
- ② いじめの実態把握に関するアンケート調査(学校独自)の実施
- ③ 「いじめ発見のチェックポイント」の活用
 - ・ 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、日常的な観察によるきめ細かい把握を行う。
 - ・ 担任が一人で抱え込むのではなく、全教職員で、登下校時や業間、昼休み、清掃時、放課後など

の生徒の様子を観察し、気になることがあれば声をかけ、寄り添った姿勢で話を聞き、状況に応じて記録を残す。

④ 日誌、個人ノート、生活ノート等の活用

- ・日常的に生活ノートや連絡帳、個人ノート等の記述や会話などから、生徒の内面理解を深め、気になる言動や生活実態の把握に努める。

⑤ 個別面談、教育相談の充実

- ・生徒との個別面談や教育相談などにより、心の悩みなどを把握する。その場合、アンケート調査と連動して行うことが効果的である。
- ・担任だけでなく、養護教諭・生徒指導担当・スクールカウンセラー等、多面的なかかわりを有効に活用できる校内の教育相談体制を構築する。

(4) いじめ発生時の組織的対応

① 正確な情報収集と分析

- ・まずはいじめられた生徒の立場に立って、気持ちを受け止めながら、いじめの経緯や行為等の内容などについて、丁寧に事実確認する。
- ・いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
- ・被害者・加害者・周囲の者など、いじめに関わった様々な立場の生徒から、事実確認を行う。
- ・先入観をもたず、冷静な聞き取りと分析を行う。

***情報と現状認識の共有化**

- ・直ちに学年主任、全体生指、管理職に報告する。
- ・校長は、状況に応じて、いじめ防止等対策委員会を招集するなどして、正確な情報の収集に努めるとともに、情報を整理して全教職員に伝え、情報の共有化を図るとともに、指導方針を決定する。

② 対策の検討

***対策の検討と役割分担・調整**

***対応への全教職員の意思統一**

- ・具体策に応じた教職員一人一人の役割を明確に示す。

***関係機関等との連携・調整**

- ・家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談等を適切に行う。その際、窓口の一本化を図る。触法事案に至っては、明石少年サポートセンター、明石警察署（生活安全課少年係）との、情報の共有や連携に努める。

③ 個別の対応

***いじめられた生徒への対応**

- ・いじめの解消に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示す。
- ・スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- ・家庭や外部の関係機関等との連携を図る。

***いじめられた生徒の保護者への対応**

- ・家庭訪問し、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、協力をお願いする。
- ・保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解消への見通しを伝える。
- ・適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

***いじめた側の生徒への対応**

- ・生徒が、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を設定する。
- ・自らの言動が、相手の人としての尊厳を傷つけたことに気付かせ、反省を促す。

- ・家庭や外部の関係機関との連携を図る。

***いじめた側の生徒の保護者への対応**

- ・家庭訪問したり、学校で面談したりするなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。その際、複数の教職員で対応する。
- ・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促し、いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。

④ 周囲の生徒・保護者等への対応

***学級活動、生徒会において**

- ・生徒たちに、いじめは重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であることを呼びかけ、自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。
- ・学級活動、生徒会活動などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に自分たちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。
- ・生徒会による自治活動で「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」風土を醸成する。

***周囲の生徒への対応**

- ・いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、自分を含めた所属する集団全ての問題であり、決して他人事ではないことを理解させる。
- ・周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」は、いじめ行為を積極的に是認・助長する存在となり、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- ・見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に支持・加担する存在となり、いじめられている生徒にとっては、支え(味方)にはなり得ないことを理解させる。「傍観者」にならないようにいじめを止めさせたり、誰かにいじめを知らせたりする勇気を持たせる。
- ・いじめられている生徒の苦悩する気持ちや立場理解し、自分には何ができるかを考えさせ、人権尊重の精神と思いやりのある心を育てるとともに、自らの意志によって行動がとれるように指導する。

***周囲の生徒の保護者への対応**

- ・事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- ・関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解消に向けて、できることを話し合ってもらいようお願いする。
- ・今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

***PTA・地域との連携・協力**

- ・PTAや地域などにおいて、不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。
- ・学校の方針や解消の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- ・人権やプライバシーに配慮し、生徒たちを温かく見守ることをお願いする。
- ・校外などにおけるいじめや問題行動等については、PTAや地区愛護協議会、青少年補導委員会、スクールガード、自治会等、地域の方々としっかり連携を行い、気づきや発見があれば、学校へ速やかに連絡が入る体制づくりを行うとともに、実態把握、早期対応に努める。

***関係機関等との連携・調整**

- ・教育委員会事務局の指導を受けながら、必要に応じて、明石こどもセンター・明石警察署・明石少年サポートセンターなどの関係機関と連携を図る。
- ・特に、暴行・傷害・恐喝等の事実が認められた場合は、原則として、警察または少年サポートセンターに情報提供を行う。また、警察の捜査に協力し、その妨げとならないよう配慮しながら、調査を進めるとともに、少年サポートセンターとは、必要に応じて、調査にも協力を仰ぐようにする。

⑤ 事後指導

*関係者・機関等への適切な報告

- ・保護者や関係機関等にいじめの解消に至った経緯、及び今後の指導について適切に報告する。

*長期間の継続観察と指導

- ・解消したと見られた後も、生徒の観察を継続して行い、適宜指導する。

*事例の分析、改善策の立案

- ・事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。

⑥ 体制の強化

*総合的な取組体制の強化

- ・これまでの事例をもとに改善点を洗い出して、学校の指導体制を見直し、いじめ問題の総合的な取組体制を強化する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を把握する。
 - ・情報モラルに関する教職員の指導力向上
 - ・生徒、保護者への啓発(保護者との連携、情報モラルについての講習会の実施)
- ② いじめを発見した場合、の迅速に対応する。
 - ・人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門機関と連携
- ③ 近年増加している SNS によるいじめやトラブルに関しては、端末所持についての責任は家庭にあることや、その拡散状況を学校が追うことに限界があるため、家庭での指導もしくは関係機関への届出を依頼。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応 →新たな指針が出ましたので、内容を全体生指で確認してください

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と調査主体を協議し(学校主体で調査し教育委員会は学校の調査をバックアップするのか、教育委員会が調査する

のか)、判断する。

学校主体の調査にあたっては、校長はリーダーシップを発揮し、いじめ対策委員会に複数の教職員や心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者、外部の専門家である弁護士(明石市コンプライアンス担当課長)や教育委員会児童生徒支援課担当職員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

また、教育委員会主体で調査を行う場合は、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

6 その他の事項(評価・検証等)

信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、保護者、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会をはじめ、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。ただ、近年、学校の指導に対して理解を得ることが難しくなっており、このことが事態の収拾を妨げ、深刻な事態へと発展する場合も少なくない。そうならないよう善処に努めながらも、学校の限界以上の指導を望むような場合は早期に関係機関との連携を考える。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。